

県内企業海外販路開拓重点支援事業補助金 募集開始のお知らせ

県では、エネルギー価格高騰によりコストの増加が続き、厳しい経営状況にある県内中小企業の新たな販路開拓を緊急的に支援し、収益の改善や賃上げ可能な環境の整備を図るため、**県内企業海外販路開拓重点支援事業補助金**の募集を開始いたします。

※この補助金は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

交付対象

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者(みなし大企業を除く)であって、宮城県内に登録簿上の本店又は主たる事業所を有する事業者(以下「申請者」という。)が行う、新たな海外販路開拓を促進する活動に要する経費。

※詳しくは下記「補助対象事業及び補助率等」及び交付要綱を御覧ください。

対象経費

- ・ 渡航費、宿泊費
- ・ 展示品等の輸送費
- ・ 通訳雇用費、製品資料翻訳費
- ・ 出展費

※詳しくは交付要綱を御覧ください。

補助対象事業及び補助率等

補助対象事業及び補助率等	補助対象事業	補助上限	補助率
	自社製品の海外販路を開拓する取組※1。 ・ 商談会・展示会、フェア、見本市等への出展 ・ 学術会議での発表 ・ 海外企業との商談	100万円※2	1/2

※1 それぞれ条件がございますので、必ず交付要綱を御確認ください。

※2 上限額内での同一申請者による複数回の利用も可能です。



交付決定前に着手した経費は、原則補助対象外となりますのでご注意ください。

詳細は、下記URL又は二次元コードから御確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/hanrokaitakujutenshien.html>

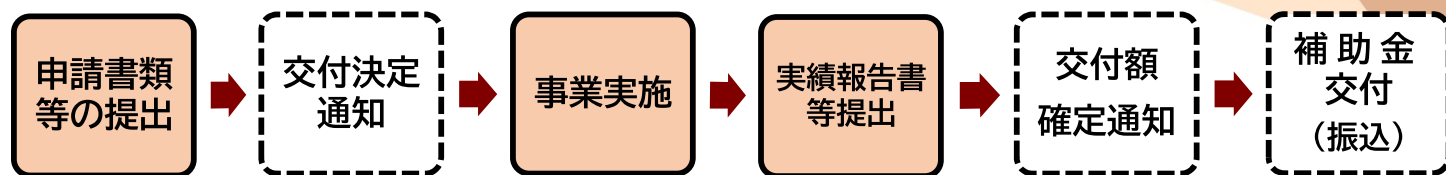
★交付要綱、各申請様式等が掲載されています。



補助金交付までの流れ

申請者が実施

県が実施



※実績報告書の提出は、事業完了から原則30日以内です。

留意事項

- 交付申請書の提出期限は、令和9年2月1日(月)です。
- 補助金の交付対象となるのは、交付決定日から令和9年3月1日(月)までに実施し、必要経費の支払いまで完了した補助対象事業です。
- 申請の前にヒアリングを実施しておりますので、下記お問い合わせ先まで御一報ください。
- 補助対象事業の着手(航空券の購入等)は、原則交付決定後に行う必要があります。
やむを得ない事情等がある場合、「交付決定前着手届」を提出することにより、事前着手が可能となりますが、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自己責任となりますので御注意ください。
- 原則として、1回の申請で補助対象となる商談会等は1つとします。ただし、事業者が現地に渡航し、1回の渡航で複数の商談会等に参加する場合は、旅程や商談会等の会期等を確認したうえで、必要かつ合理的と認めるものに限り複数の商談会等にかかる経費を補助対象とします。
- 補助事業が完了したときは、補助事業等の完了から30日を経過した日又は令和9年3月1日(月)のいずれか早い日までに「事業実績書」及び要綱に定める書類(収支決算書、領収書等の写し等)を添えて提出してください。
- 申請等は、下記URL又は右記二次元コードからお手続きをお願いいたします。
<https://logoform.jp/f/Sb9Sj>
- 詳しくは、下記のお問い合わせ先まで御連絡ください。
※品目の種類により、担当班が分かれておりますので、御注意ください。



お問い合わせ先

担 当 部 署：宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室
国際ビジネス推進第一班(食品以外)・第二班(食品)

住 所：仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL：022-211-2962(第一班) FAX：022-268-4639
022-211-2346(第二班)